

# サイドカーテンは？ダッシュボードテーブルは？疑問を解決!! 難解な24の事例に対し、必ず答えが用意されています!!

～カラー写真で紹介する部品・用品装着事例～

# 車検 ○× 写真集 Vol.1

- ・近年、多種多様の自動車用品や部品が販売されるようになりました。それに伴い、装着後の状態が保安基準に適合するかどうかの判断も難しくなっています。
- ・しかし、不正改造を防止し、検査場で不合格とならないためにも法令に基づいた正しい判断が必要です。
- ・本書は、実際に改造又は装置の取り付け等を行った例を写真で示し、その適否のポイントを関係法令とともにわかりやすく解説したしたものです。
- ・適否の判定は弊社によるものです。ただし、判定が難しい事例については、実車を検査場（国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局）に持ち込んで検査官に判定してもらいました。
- ・本書に収録してある事例を実際の判定にぜひお役立てください。
- ・巻末に関係法令（原文）も収録しています。

**車検 ○× 写真集**  
カラー写真で紹介する部品・用品装着事例  
収録：24事例 ▶ 関連法令(原文)も収録  
vol.1  
自動車公論社

### 灯火装置関連

#### 1 発光リング付き前照灯ユニット

車検 合格

灯火

発光

説明

- ・前照灯の回りに発光リングが組み込まれている
- ・発光灯と連結してリングが光る
- ・前照灯の点灯も同時点灯が光る
- ・発光色＝白色
- ・光量＝約60lm(昼間用)

装置方法

- ・下部取付部の取付灯ユニットを交換
- ・前照灯の交換は省略済み

その他

- ・前照灯の交換は省略済み

装着位置

装着後の状態

※車検時点検時

### 「その他の灯火」として扱うのか？

その他の灯火の基準 (42 条、第4 - 82 号(1) F - 類)

照り光の色＝白色以外の色 (中国産方式車に適用)

照光量＝300lm以下

灯火

国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局での持ち込み検査の結果

標準 (継続検査) に合格

合格

理由＝発光リングを「その他の灯火」として扱い、目標により「白色以外の色」であり「300lm以下」とあるとされ、保安基準に適合。

【発光リング付き前照灯について】

発光リング 自動車灯の外観製作を講じていることが明らかでないリング状のLED光源については、フィラメント式の電球の光源からW 以上が埋め込まれる程度までであり、ランプ内部の大きさが15mm以上の領域性を確保して設置する必要がある。併せてその形状・照度の両面から点検を要する状態と判断される。なお、車検時の点検時にはそのままで点検（点検可能）でなければならぬ。

前照灯を交換した場合は、管轄第4 - 57 - 8 発光量測定（点検用前照灯）及び点検装置4 - 57 - 9 発光量測定（非点検用前照灯）の規定に適合しなければならない。

発光リング付き前照灯ユニットが保安基準に適合するケース

- リングを車検灯もしくは前照灯として扱う場合。
- リングが白色に発光する。
- リングの光量が60F

※光量 300lm  
標準値 300lm

※点検装置の認定（車検に際し）より大きい場合は

# 24事例収録

定価 2,500円 送料200円（共に税込み）／平成24年 1月31日発行／A 4サイズ／184ページ

お求めは...

発行元 **株式会社 自動車公論社**  
〒110-0005 東京都台東区上野3-1-8佐藤ビル4F  
**TEL: 03-3837-5730**  
**FAX: 03-3837-5740**  
※書籍の定価、送料は全て税込みになります。